

健感発 0512 第 3 号  
平成 27 年 5 月 12 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第101号）が本日公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、本年 5 月 21 日から適用することとした。今回の改正の概要は下記のとおりである。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第一 改正の概要

- 1 「第 6 五類感染症」の「1 1 侵襲性髄膜炎菌感染症」及び「2 1 麻しん」の「(3) 届出基準」について、医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出るよう届出方法の変更を行うとともに、別記様式 5-1 1 「侵襲性髄膜炎菌感染症発生届」及び別記様式 5-2 1 「麻しん発生届」において同様の改正を行うこと。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

### 第二 適用日

この通知は、平成 27 年 5 月 21 日から適用する。